



# 長野県報

12月6日(木)  
平成19年  
(2007年)  
第1921号

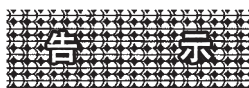
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(2件)(企画課土地対策室) .....	2
解除予定保安林(森林整備課) .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) .....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) .....	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) .....	5
地方自治法に基づく包括外部監査の事務を補助する者の名称及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局) .....	5

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) .....	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課) .....	6
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農地整備課) .....	6
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) .....	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) .....	6
土地区画整理事業の換地処分(都市計画課) .....	7
都市計画法に基づく公聴会の中止(都市計画課) .....	7
一般競争入札(道路管理課) .....	7
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課) .....	8
一般競争入札(2件)(県立病院課) .....	8
一般競争入札(2件)(河川課) .....	10
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課) .....	11
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰(教育総務課) .....	12
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水対策課) .....	12
一般競争入札(生活排水対策課) .....	13
一般競争入札(事業課) .....	14
一般競争入札(高校教育課) .....	15



### 長野県告示第599号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成19年12月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 起業者の名称  
松本市
- 2 事業の種類  
（仮称）松原地区公民館建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
松本市松原地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）  
（仮称）松原地区公民館建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館（以下「公民館」という。）に関する事業に該当する。
  - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）  
本件事業の起業者である松本市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
  - (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）
    - ア 本件事業の施行により得られる利益  
起業地の存する松原地区には、松原地区住民が建設した社会教育法に基づかない「松原地区公民館」はあるが、公民館は整備されていないため、生涯学習に必要な設備を使用することができず、また、公民館職員も配置されていないことにより、生涯学習の専門知識と情報を得ることができない状況となっている。このため、住民の生涯学習の活動について他地区と格差が生じている状況にある。  
本件事業の施行により、松原地区に公民館が整備されることとなり、他地区との格差が解消され、松原地区住民が生涯学習の活動を幅広く展開していくことが期待できる。
    - イ 本件事業の施行による影響  
本件事業の施行にあたっては、近隣住民への景観及び騒音の配慮から建物と敷地境界の間に植栽をするため、完成施設による地域住民の生活環境への影響や土地利用への影響は少ないものと考えられる。
    - ウ 比較衡量  
アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
  - (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）
    - ア 本件事業を早期に施行する必要性  
(3)アのとおり、他地区との格差が生じていること及び松本市総合計画（松本市基本構想2010・松本市第8次基本計画）

では、地域づくりの核となる公民館を松本市内の34地区全てに整備することとしており、既に33地区には公民館が設置されたが、松原地区のみ公民館が設置されておらず、早期の整備が必要となっている。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

#### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

松本市役所生涯学習課

企画課土地対策室

### 長野県告示第600号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成19年12月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 起業者の名称  
塩尻市
- 2 事業の種類  
平出遺跡史跡公園整備第5期10区事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
塩尻市大字宗賀字平出地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）  
平出遺跡史跡公園整備第5期10区事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。
  - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）  
本件事業の起業者である塩尻市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
  - (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）
    - ア 本件事業の施行により得られる利益  
起業地の存する平出遺跡は、昭和24年から昭和26年までに行われた発掘調査により、縄文時代から平安時代にわたる集落跡であることが判明し、重要な遺跡であると評価され、昭和27年3月に国の史跡に指定されている。  
当該史跡の指定後、平出遺跡周辺では、都市計画道路の開通、産業団地の開発計画等の影響を受けて土地開発が急速に進行しており、遺跡の破壊のおそれが生じてきている。

このような状況に対処し、平出遺跡の保存及び活用をするため、起業者は、史跡平出遺跡保存管理計画に基づき、史跡指定範囲内で、遺構が存在することが確実と見込まれる区域について、平成9年度から順次買収し、発掘調査を行った後、遺構を保存しつつ公園として整備を行っているところである。

そのため、本件事業は遺跡の保護及び保存を図るとともに、市民の歴史学習の場及び憩いの場としての活用が期待できるものである。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業は、遺構を発掘調査し、埋め戻した後、盛土や植栽を行い史跡公園として整備するもので、自然環境や周辺住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、平出遺跡周辺は周辺地域の開発計画等に伴い遺構破壊のおそれが生じてきており、遺構破壊の防止、未確認部分の遺構の発掘調査及び保存が急務となっていることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地は、平出遺跡の中心部に位置し、昭和61年度に一部の区域で発掘調査が行われ、縄文時代及び平安時代の住居跡が発見されていることから、これらの時代の住居跡が多数遺存していることが推定され、かつ、平成15年度から史跡公園の整備を順次実施してきた土地の隣接地であり、平出遺跡の集落の全ぼうを解明するために重要な場所であることが確認されている。

以上のとおり、住居跡等の遺構を保存し、活用を図るために、本件事業に係る起業地の範囲は適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所

企画課土地対策室

長野県告示第601号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年12月 6 日

長野県知事 村 井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

北佐久郡軽井沢町大字長倉字長倉山2131の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第602号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月 6 日

長野県知事 村 井 仁

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 北林飯島線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡中川村片桐3729番の9地先から 上伊那郡中川村片桐4181番の4地先まで	旧	5.0~12.0 m	0.7588 km
同 上	新	5.0~12.0	0.7588
		5.0~33.0	0.4960

道路管理課

長野県告示第603号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月 6 日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松御岳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡上松町大字小川3337番の2地先から 木曽郡上松町大字小川3371番の195地先まで	旧	m 4.6~ 8.0	km 0.5998
木曽郡上松町大字小川3337番の2地先から 木曽郡上松町大字小川3216番地先まで		12.0~81.0	0.5860
同 上	新	4.6~ 8.0	0.5998
木曽郡上松町大字小川3337番の2地先から 木曽郡上松町大字小川3336番の1地先まで		7.0~81.0	0.8424

道路管理課

**長野県告示第604号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上生坂信濃松川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡松川村5721番の108地先から 北安曇郡松川村5794番の386地先まで	旧	m 11.2~14.5	km 0.5100
同 上	新	12.2~16.0	0.5100

道路管理課

**長野県告示第605号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山斑尾新井線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山字松ノ木10481番の2地先から 飯山市大字飯山字松ノ木10481番の1地先まで	旧	m 5.2~ 8.0	km 0.1532
同 上	新	7.2~19.1	0.1532

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山斑尾新井線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山字楯ノ平9141番の2地先から 飯山市大字飯山字楯ノ平9143番地先まで	旧	m 6.8~14.2	km 0.1120
同 上	新	9.0~17.0	0.1120

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 曾根藤ノ木線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字中曾根字小三田55番の6地先から 飯山市大字中曾根字小三田55番の6地先まで	旧	m 7.0~ 8.0	km 0.0189
同 上	新	8.2~ 8.8	0.0189

道路管理課

**長野県告示第606号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 北林飯島線
- 2 供用を開始する区間  
上伊那郡中川村片桐3729番の9地先から  
上伊那郡中川村片桐4181番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年12月6日

道路管理課

長野県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月 6 日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路 線 名 上松御岳線
- 2 供用を開始する区間  
木曾郡上松町大字小川3216番地先から  
木曾郡上松町大字小川3336番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年12月 6 日

道路管理課

長野県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月 6 日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路 線 名 上生坂信濃松川停車場線
- 2 供用を開始する区間  
北安曇郡松川村5721番の108地先から  
北安曇郡松川村5794番の386地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年12月 6 日

道路管理課

長野県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月20日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月 6 日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 路 線 名 飯山斑尾新井線
- (2) 供用を開始する区間  
飯山市大字飯山字松ノ木10481番の2地先から  
飯山市大字飯山字松ノ木10481番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年12月 6 日
- 2 (1) 路 線 名 飯山斑尾新井線
- (2) 供用を開始する区間  
飯山市大字飯山字楯ノ平9141番の2地先から  
飯山市大字飯山字楯ノ平9143番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年12月 6 日
- 3 (1) 路 線 名 曾根藤ノ木線

- (2) 供用を開始する区間  
飯山市大字中曾根字小三田55番の6地先から  
飯山市大字中曾根字小三田55番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年12月 6 日

道路管理課

長野県告示第610号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成19年11月29日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成19年12月 6 日

長野県知事 村 井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
辰野町	上伊那郡辰野町中央1番地	上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場（会計室）

会 計 課

長野県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月 6 日

長野県監査委員

高見澤 賢 司  
 東 方 久 男  
 望 月 雄 内  
 柿 沼 美 幸

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
伊 計 安寿花	茨城県取手市取手2丁目1番地1-602号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成19年12月 6 日から平成20年 3 月31日まで

監査委員事務局